



# 2021年度年末手当妥結!

## 基準内賃金の2.0ヶ月分

### 支給日は12月3日(金)予定

本部は11月11日、申第3号「2021年度年末手当の支払いに関する申し入れ」について、第3回目の団体交渉を開催し、会社側から支給額についての回答が示された。

会社側からの回答を受け、本部は臨時執行委員会を持ち回り開催した。「第2四半期決算は昨年同時期より改善されたが、2021年度決算は当初予定していた黒字決算から1,600億円の赤字決算へと下方修正され、厳しい経営状況は依然として続いている」「新型コロナウイルス感染症拡大もワクチン接種が順調に進み、感染防止対策が浸透してきている状況である」「危機的な経営状況を一刻も早く回復しなければならず、そのためには一層の改革を推し進め、難局を打破しなければならない」といった議論をおこなった。

最終的に、「私たちの要求額には届かないが、職場で日々の業務に真剣に向き合い、この困難な状況を改善する取り組みを実施している組合員と家族に一刻も早く安心していただく」ことが先決と判断し、臨時執行委員会終了後、妥結した。

#### 1 基準額

基準内賃金の2.0ヶ月分とする。

#### 2 支給日(予定)

令和3年12月3日(金)とする。